身近な人権のこと

こころのバリア、ありませんか？

障がい者の人権のこと

※大阪府では、マイナスのイメージがある「害」の字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。（法令等の例規文書や固有名詞等を除く）

バリアフリー

　身近なところで障がいのある人もない人も当たり前に暮らす……そのためになくてはならないことが「バリアフリー」です。「バリアフリー」とは、行動や人間関係をさまたげるバリア（壁）をなくしていくことです。

　平成18（2006）年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、これまで別々の法律で行われてきた特別特定建築物（※）についての移動等円滑化基準への適合義務及び旅客施設等に関するバリアフリー対策が一体的に整備されるようになり、対象者や対象施設も拡大されました。

　平成21（2009）年10月には、「大阪府福祉のまちづくり条例」（府条例）をバリアフリー法に基づく委任条例（第３章）とする内容に改正・施行しました。その後、平成28（2016）年４月には、条例の理念や趣旨を府民等に理解いただくとともに、条例に規定する基準や配慮すべき事項を分かりやすく示すため、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定・公表しました。

　その後、バリアフリー法の改正や国の「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」が策定されたことに加え、府条例を改正し、ホテル又は旅館に係る基準を強化したことなどを考慮し、同ガイドラインの充実を図るため、令和２（2020）年３月に改訂しました。

　また、解消しなければならないバリアの一つに、一人ひとりのこころのバリアがあります。障がい及び障がいのある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否などの問題、社会福祉施設などの設置に際して地域住民との摩擦（いわゆる施設コンフリクト）が発生するなどの問題もあります。

　一人ひとりが、こころのバリアをなくしていくことが必要です。

※　特別特定建築物

　病院、診療所や物販店等、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（バリアフリー法第２条第19号、同法施行令第５条）

障がい者の完全参加と平等のために

　平成18（2006）年12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が全会一致で採択され、日本は、障害者基本法の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定等、国内法を整備し、平成26（2014）年１月に条約を締結しました。

　一方、国内では平成５（1993）年に、すべての障がい者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成16（2004）年には障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

　平成23（2011）年には、基本理念に「共生社会の実現」が掲げられたほか、障がい者を本人の障がいのみでとらえるのではなく、社会的障壁（障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）という社会との関係性によってとらえることや、社会的障壁の除去について、負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

　また、平成24（2012）年10月には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

　さらに、平成25（2013）年４月に施行された、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障がい福祉サービスの充実が進められています。

　平成25（2013）年６月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、平成28（2016）年４月に施行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組みを促しています。

　その後、令和３（2021）年６月に改正法が公布され、この改正法の施行により、これまでは努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。なお、改正法の施行は、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

大阪府では

　令和３（2021）年３月に「第５次大阪府障がい者計画」を策定し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、すべての障がい者の地域での自立と社会参加の実現をめざし、様々な施策に取り組んでいます。その一つとして、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）に基づき、障がい者等の雇用促進に取り組んでいます。条例では、「障害者等の雇用の促進等と就労の支援は、障害者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として行わなければならない」という基本理念や、府、事業主、事業主団体及び府民が果たすべき責務や府の基本的施策を定めるとともに、契約の締結や補助金の交付等府と関係がある事業主に法定雇用率の達成を求める等、事業主の障がい者雇用に向けた取組みを誘導・支援しています。

　また、「施策の谷間」の１つとされた発達障がいについては、「第５次大阪府障がい者計画」において「専門性の高い分野」の一つとして位置づけるとともに、「大阪府　新・発達障がい児者支援プラン」の後継となる内容を当該計画に位置付けることで、障がい特性の理解に基づいた重層的な支援体制の構築をすすめています。

差別解消に向けた取組み

　大阪府では平成27（2015）年３月に策定した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（令和３（2021）年３月改訂）」等に

よる啓発活動と、平成28（2016）年４月に施行した「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備を車の両輪として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めています。

　この条例に基づき、広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案（事業者における差別事案が対象）の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応しています。また、知事の附属機関として大阪府障がい者差別解消協議会を設置し、障がい者差別解消の取組みの推進を図っています。

　なお、条例は令和３（2021）年４月に一部改正し、これまでは法律によって努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を法的義務としました。

　加えて、市町村や障がい者団体などと連携して、障がい及び障がいのある人に対する府民の理解を深める取組みを行ってい

ます。

障がい者虐待に対する取組み

　平成24（2012）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、全市町村で障がい者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、障がい者虐待の早期発見・対応を担う障がい者虐待防止センターの設置等、体制整備が進められました。

　府内における令和２年度の障がい者虐待事案に関する相談・通報・届出受理件数は、養護者によるものが1,404件（うち虐待認定件数194件）、障がい者福祉施設従事者等によるものが322件（うち虐待認定件数70件）、使用者によるものが42件でした。

　大阪府では、使用者による虐待の通報への対応や市町村及び関係機関との連絡調整等の後方支援を担う「大阪府障がい者権利擁護センター」を福祉部障がい福祉室に設置しています。そして、市町村が障がい者虐待に適切に対応できるように、障がい者虐待対応マニュアルの普及の促進や研修を実施しています。さらに、市町村が対応に迷うような障がい者虐待事案に対し、弁護士や社会福祉士等を派遣し専門家の助言などを得られるよう支援を行っています。また、障がい者福祉施設従事者等による虐待防止の体制づくりを図るため、事業所等職員向け虐待防止研修を通じ、障がい者虐待について理解を深め、効果的な虐待防止策を講じることができるよう支援しています。

養護者（※）・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待の相談は…

市町村の障がい者虐待防止センターに相談してください。

詳細は府ホームページをご覧ください。

※障がい者の介護、世話をする家族、親族、同居人など

大阪府　障がい者虐待防止のための取り組み

障がいを理由とする差別に関する相談は…

市町村の相談窓口（障がい福祉担当課等）に相談してください。

詳細は府ホームページをご覧ください。

大阪府　市町村の相談窓口と府の広域支援相談員の連絡先

障がい者に関するマーク

旧優生保護法について

　昭和23（1948）年に制定された旧優生保護法は、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていました。この法律に基づき、多くの方々が、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に、平成８（1996）年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。

　このことに対する反省から、平成31（2019）年４月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）が施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金が支給されることとなりました。また、法律の成立を受けて、「真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げます」との首相談話が公表されました。

　大阪府では、一時金請求や相談を受け付ける専用窓口を設置し、対象となる方のプライバシーに配慮しつつ支援するとともに、市町村・保健所・医療機関・福祉団体等を通じたリーフレット等の配布や広報紙及びホームページへの掲載等により、制度や相談窓口の周知を行っています。

大阪府　旧優生保護法